

平成28年 第16回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成28年10月27日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成28年10月27日

東京都教育委員会第16回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第76号議案

杉並区学校教育職員の教育管理職選考及び四級職（主幹教諭・指導教諭）選考に係る事務の受託の議案提出依頼について

第77号議案から第80号議案まで

東京都公立学校教員の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 教育支援センター（適応指導教室）等充実方策検討委員会（中間のまとめ）について

(2) 東京都におけるチームとしての学校の在り方検討委員会（中間のまとめ）について

(3) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	宮 崎 緑
委 員	大 杉 寛
委 員	秋 山 千枝子

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中 井 敬 三
次長	堤 雅 史
教育監	伊 東 哲
総務部長	早 川 剛 生
都立学校教育部長	初 宿 和 夫
地域教育支援部長	粉 川 貴 司
指導部長	出 張 吉 訓
人事部長	江 藤 巧
福利厚生部長	太 田 誠 一
教育政策担当部長	安 部 典 子
教育改革推進担当部長	増 田 正 弘
特別支援教育推進担当部長	浅 野 直 樹
指導推進担当部長	宇 田 剛
人事企画担当部長	鈴 木 正 一
（書記）総務部教育政策課長	岡 部 涉

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから平成28年第16回定例会を開会します。

初めに、新委員の紹介です。木村委員の後任として、平成28年10月20日付けで、秋山千枝子委員が就任されましたので、御紹介します。秋山委員から御挨拶をお願いします。

【秋山委員】 秋山千枝子です。小児科医です。少しでも専門性を生かしながらお役に立てればと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。

【教育長】 本日は、毎日新聞社外5社から、個人は合計7名から取材・傍聴の申込みがございました。冒頭の撮影はございません。取材・傍聴の申込みを許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可します。入室していただいでください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき、退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含め、厳正に対処いたします。

なお、教育委員会室に入退室する際に、大声で騒ぐ、速やかに入退室しないとといった行為も退場命令の対象となりますので、御留意ください。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、山口委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回9月8日開催の第14回定例会議事録については、先日配布して御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認いただきたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第14回定例会の議事録については、御承認いただきました。

前回10月13日開催の第15回定例会議事録が机上に配布されています。次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認いただきたいと存じます。

非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第77号から第80号までの議案及び報告事項（3）については、人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件については、そのように取り扱います。

教育長職務代理者の指定

【教育長】 教育長職務代理者の指定についてです。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第2項において、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」と規定されています。これまで教育長職務代理者であった木村委員の退任に伴いまして、遠藤委員に教育長職務代理者をお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

【遠藤委員】 承知しました。

議 案

第76号議案 杉並区学校教育職員の教育管理職選考及び四級職（主幹教諭・指導教諭）選考に係る事務の受託の議案提出依頼について

【教育長】 第76号議案、杉並区学校教育職員の教育管理職選考及び四級職（主幹教諭・指導教諭）選考に係る事務の受託の議案提出依頼について、説明を人事部長、申し上げます。

【人事部長】 第76号議案資料を御覧ください。

これまでの経緯ですが、杉並区は、平成18年の市町村立学校職員給与負担法の改正により、平成19年度から独自教員の採用を開始し、現在、92名の教員が域内の学校等において都費負担教職員とともに教育活動を行っています。

平成26年9月、杉並区から主任教諭選考の事務の委託について依頼があり、平成26年第4回都議会定例会で承認を得て、平成27年度主任教諭選考から都が事務を受託しています。第1回目の平成27年度選考では、受験者数21人のうち、10人が合格しています。

平成27年度に実施した杉並区固有教員に対する主任教諭選考合格者が、平成29年度に教育管理職選考及び四級職選考（主幹教諭・指導教諭）受験の有資格者となることから、平成28年9月7日に、教育管理職選考及び四級職（主幹教諭・指導教諭）選考の事務の委託について依頼がありました。

この杉並区からの依頼に対する都の対応ですが、都は、広域自治体として行政を行う立場から、都内義務教育について一定水準を確保・維持する必要があるとあり、教育指導を行う教員についても、その能力水準を一定にそろえ、教育の質の確保を広域的に図っていくことが望ましく、特に副校長、主幹教諭、指導教諭及び主任教諭については、能力の水準を一定程度そろえるようにすべきであり、そのための能力実証を都が行っていくことが望ましいと考えています。

以上のことから、教育管理職選考及び四級職（主幹教諭・指導教諭）選考に係る事務について、都が受託し、実施したいと考えています。

資料の右上、受託事務関係の網かけの部分が今回受託対象とする選考です。

今後のスケジュールについてですが、本日の教育委員会で議案提出依頼の御承認をいただければ、平成28年11月開催の第4回都議会定例会に事件案として議案提出し、承認を得て、12月以降、都と杉並区とで協議し、規約・実施細則を締結した上で、平成29年3月までに総務大臣へ事務委託の届出をする予定となっています。

説明は以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問はございますか。

【宮崎委員】 一定水準をそろえて広域的に図っていくという目的から、都が受託

するというのは大変結構だと思います。採用に関しては、同様の配慮をしているのでしょうか。

【人事部長】 採用については、区が独自に採用しており、杉並区の場合は、養成をする機関（師範館）を設置して、採用前に約1年間の研修を積み、その中から採用してきたという経緯があります。現在は採用していませんが、区の固有職員として92名が職務を遂行しています。

【宮崎委員】 伺いたかったのは、採用の段階で一定レベルを確保するというような配慮は特に都はしていなくて、主任級になったときにレベルをそろえるということで行ってきたということですね。

【人事部長】 そのとおりでございます。

【宮崎委員】 分かりました。

【遠藤委員】 私は、師範館発足時に経済同友会の教育問題委員会の副委員長をしており、杉並区からの要請によって、当時、教育問題委員会の顧問をしていた小林陽太郎先生はじめ、日銀時代のOBの三重野元総裁等が参加して師範館の設立に関わり、私自身も講師として研修の一部を担ってきたところです。そして、120名程度の採用で新規募集をしましたが、予算等の事情もあり現在は新規募集をストップしています。そうすると、採用されて現場に出ている教員の後輩がいないことが懸念されます。また、都の採用職員と区の採用職員の間で、将来的に主任教諭以上の管理職になれないのではないかという不安が出てくるので、関わった者としては、そのようなことがないように、杉並区教育委員会が都教育委員会に事務委託をしていくべきではないかということを提言していました。

したがって、昨年から事務委託を行い、既に21人受験者のうち10人の合格者が出て、更に、その上のレベルについても事務受託をされるという提案は、関わった者としては非常に喜ばしいと思っています。私自身、年に数回、師範館のOBとして現場の教員との懇談を行っていますが、非常に熱心です。年齢層もまちまちで、社会人経験も豊富な教員もたくさんいるということで、教育現場の在り方としては一つの方向かと思っています。

しかし、モラルという観点で、将来的に、教員としての管理職の道がないままだと

欠けていく人も出てくるのではないかと。現実には、現在92名ということで、何人か欠けていると思われます。その要因がそういうことだとすると、せっかく優秀な教員が誕生したのに、それが欠けていくのは残念なことなので、今後も事務受託を都としても引き受けて、区採用教員の引き上げを図っていただければと思います。

また、質問ですけれども、昨年度の受験者21人のうち、合格者10人とのことですが、不合格の11人は再受験の資格はあるのでしょうか。

【人事部長】 再受験は可能です。受験資格については、県費負担教員である都費負担教員と同様の取扱いになります。

【遠藤委員】 よろしくお願ひします。

【宮崎委員】 教育は、地域特性とか、最終的には一人一人の子供に合った教育をしていくというのが本来の目的であり、最大公約数的に広域のレベルを保つことも大切ですが、特徴を持たせるのも大切だと思うので、今後どういう形になるのか、しっかり見守っていく必要があると思います。その際、副校長、校長という最終的な管理職のトップに至るときには、区を超える可能性はあるのでしょうか。

【人事部長】 現行の制度では、副校長までは区の固有職員という身分で昇任できます。しかし、都費負担教員にならないと校長職には就けないことになっています。今回は、教育管理職選考、つまり副校長に就くまでの選考の部分を受託します。今後、都費負担教員に身分切替えをしなければ校長にはなれないですが、身分切替えをすれば区の枠を超えることはできることになります。

【宮崎委員】 分かりました。ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

では、第76号議案について、原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。――<異議なし>――それでは、本件につきまして、原案のとおり承認をいただきました。

報 告

(1) 教育支援センター（適応指導教室）等充実方策検討委員会（中間のまとめ）に

ついて

【教育長】 次に、報告事項（１）教育支援センター（適応指導教室）等充実方策検討委員会（中間のまとめ）について、説明を指導部長、お願いします。

【指導部長】 報告資料（１）を御覧ください。

検討委員会（有識者会議）の概要です。都教育委員会では、昨年設置した「不登校・中途退学対策検討委員会」の報告及び国の動向等を踏まえ、小学校・中学校における不登校対策の一環として、教育支援センターや教育課程特例校の充実・機能強化に向け、本検討委員会を本年５月に設置し、有識者による検討を行ってきました。このたび、本検討委員会から中間のまとめが報告されたので、詳細について説明します。

委員は、学識経験者はじめ、公立・私立の校長も含めた委員で構成しています。

スケジュールですが、これまで６回の検討委員会を実施して、年度内に最終報告を取りまとめる予定になっています。

主な検討・協議事項としては、まず、教育支援センターにおける効果的な指導内容・体制、施設整備等について、教育課程特例校の取組を広げるための方策、これらに関する都・区市町村・学校が果たすべき役割、以上３点について検討しています。

教育支援センターの概要については、後ほど説明します。

また、教育課程特例校とは、不登校児童・生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成し、それを実践している学校です。

続いて、中間のまとめの主なポイントについてです。

まず、（１）教育支援センターの概要、現状と課題について示しています。教育支援センターとは、主に不登校児童・生徒の在籍校への復帰支援を目的としている学校外の施設で、平成27年度現在、都内51区市町において76教室が設置されています。また、小・中学校の不登校児童・生徒の状況ですが、平成25年度から増加傾向にあり、全児童・生徒に占める割合は、全国平均を上回っているような状況になっています。不登校児童・生徒のうち約２割が教育支援センターに登録しており、さらに、そのうちの２割が在籍校へ復帰していますが、残り８割の中には在籍校に復帰しないまま進学する者もいるという状況です。

このような状況を踏まえて、（２）教育支援センターの充実方策に向けた基本的な考え方では、教育支援センターの機能の充実に向けて、必要な三つの視点を示しています。１点目として、一人一人の児童・生徒の状態に応じた支援の実施。２点目として、児童・生徒が自ら選択する目標を見据えた支援の実施。３点目として、児童・生徒と保護者の状況に寄り添った支援の実施です。

これらの視点を踏まえて、（３）必要な支援・備えるべき支援・充実方策の在り方を示しています。２枚目の別紙を御覧ください。イメージ図で不登校児童・生徒については、五つの支援が必要であるということが示されておりまして、まず児童・生徒が自宅に引き籠もっている状態から、教育支援センターに通室するまでに必要な支援として、ひきこもり状態の改善、また、アセスメントの実施と示されています。これらの支援は、区市町村の体制により、教育支援センターで行っている場合もありますが、教育相談所等、他の組織で取り組んでいるところがあるということを記述しています。

次に、教育支援センターに通う児童・生徒や保護者に必要な支援として、社会的自立に向けた支援、保護者への支援、フォローアップ支援の３点が示されています。

まず、社会的自立に向けた支援については、１点目として継続的に教育支援センターへ通室できるようにするための居場所機能、２点目として在籍校への復帰や進学後の学習等に支障を来さないようにするための学習機能、３点目として将来の社会的自立に向けて必要な社会への適応支援機能、以上三つを充実すべき機能として示しています。

１枚目を御覧ください。（４）教育支援センターの体制の在り方として、指導教員の配置、施設環境の整備等を行っていくべきだろうということが示されています。

また、（５）学校及び他の関係機関との連携をということで、先ほどの五つの支援が有効に機能するために、教育支援センターと関係機関との密接な連携について示しているところです。

その他として、（６）国や都の役割はどういうものかや、（７）不登校施策全般に関する提言について示しています。

今後の検討委員会では、特に教育課程特例校について引き続き検討を進めて、今年

度中に報告書としてまとめていく予定です。

また、都教育委員会では、検討委員会での議論の内容を踏まえて、施策を企画・立案し、平成29年度以降、順次展開をしていければと考えています。

説明は以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問はございますか。

【宮崎委員】 不登校児童・生徒の数が平成25年度から増加傾向ということですが、原因は分かっているのですか。

【指導部長】 様々な要因があると思っています。具体的には、冊子の5ページを御覧ください。不登校になったきっかけということで調査した結果を載せていますが、小学校においては、「不安など情緒的混乱」、「無気力」や「親子関係・家庭環境」等の割合が特に高い。中学校においては、小学校と同様、「不安など情緒的混乱」と「無気力」の割合が高い。加えて、「あそび・非行」の割合が小学校より高くなっている傾向があります。さらに、中学校では学力の問題が出てきて、勉強が遅れるので更に学校に行きたくなくなるということが分析で分かっています。

【教育長】 近年の伸びについて、今説明した要因の中で、何が更に強まったかなど、そういうところまでは分かっておりません。

【宮崎委員】 分かりました。伺ったのは、最近のレポートをたまたま目にしたのですが、例えば、両親が共働きで高齢の祖父母を抱えていて、それを子供たちが介護しなければいけないために学校に行けないとか、あるいは、経済状態が非常に悪いため、中学生等は深夜にわたってアルバイトをして朝起きられないとか、様々な傾向が時代とともに出てきています。したがって、関係機関との連携というときに、文部科学省関連ではない、厚生労働省等の違う機関が今後出てくる必要があるかもしれないので、まず実態をよく把握していただけるとありがたいと思いました。

【指導部長】 ありがとうございます。文部科学省以外にも、医療・福祉関係の機関との連携も大事だということも議論の中で出ているところです。また、保護者への支援の必要性も検討委員会の中で出ているので、その辺りを今後深掘りしていければと思っています。

【大杉委員】 教育支援センターの体制の在り方に関わるとはと思いますが、報告書の

9ページ以降、特に11ページの「専門家の配置状況」で、カウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置状況で、いずれも配置されているところは少ない状況であると。配置されていない場合も、教育相談所等と連携して、定期的な派遣とか、必要に応じて派遣ということになっているのですが、やはり専門家の配置を充実させていくということも非常に重要になってくると思います。現状として、このような対応で十分こなし切れているのか。あるいは、これからの考え方として、専門家の配置の状況について、どういう方向性で考えていくことになるのか。現段階での議論の在り方について教えていただければと思います。

【指導部長】 全部の区市町村に設置されていない状況もありますし、バランスの取れた指導員の配置が大事ということがありまして、常勤より非常勤の方が多状態なので、質の確保は大事ではないかという議論が出ています。採用した後、どのようにOJTを実施していくか、設置している区市町村は努力しているところです。また、教育支援センターの中にカウンセリングの相談機能も一緒にしている品川区の例などもありまして、どのようにして質の確保をしていったらいいかを検討し、他の区市町村等にも都として支援できることを考えていければと思っています。

【山口委員】 保護者の支援という話がありましたが、小学校の不登校になった理由を見ても、やはり家庭の問題がありますが、親に関しても非常に分かりづらい状況があると思います。ですから、支援のみならず、データも非常に大事になってくると思います。不登校になってしまった子供たちを支援することも大事ですけども、ひきこもりや不登校にならないように子供たちを指導していく必要があると思います。これからは多様な家庭環境が出てくるので、そういう中で、保護者に早めに注意を促すということで、データをきちんと蓄積して、それを分析していく体制を今から構築されていくことを是非お願いしたいと思います。

子供としては、どこかの時点から立ち直ることもあると思うのですが、立ち直った理由として、何が良かったのか、何が大きかったのか。保護者の方は非常に閉塞感というか、どうやってもうまくいかないし、それに慣れてしまうのも怖いといった状況に陥っている場合がある。そうした時に将来に明るい何かを見せてあげられるようなものを是非支援の内容に加えていただければと思います。

【指導部長】 ありがとうございます。別紙のイメージ図で説明した、ひきこもり状態の改善というよりも、そうなる前の早期対応が非常に大事だろうということは検討委員会の中でも出ていますので、どのようにしていったらよいか詰めていければと思います。

【秋山委員】 中間のまとめを読ませていただきましたが、細かいところまで気を遣ってまとめられていると思いました。特に26ページの最後の丸で、定期的に健康状態を確認する機会として、健康診断に配慮すると書いていますが、ここは漏れている子供たちがいるのではないかといつも気にしていたところで、ここに明記していただいたのは、校医の仕事としても大事だと思っています。不登校になる前にキャッチできるような形で、健康診断も是非活用していただきたいと思います。

もう一点は、予防ということで、18ページにあります。乳幼児期から小・中・高までの支援情報について教育支援シートが活用されています。これは、都内でも十分根付いて活用されていると思いますが、支援シートは保護者の希望で作成するもので、保護者が気付いていない子供に関しては、支援シートが活用できないということもあります。乳幼児期からの幼・保・小連携ということを活用して、予防的なこともできるかと思うので、幼・保・小連携を更に進めていただきたいと思います。

【指導部長】 貴重な御意見、ありがとうございます。支援シート等も、次の段階にきちんとつなげていけるということを今後、区市町村、小・中・高に強く指導・助言していければと思います。

【遠藤委員】 30ページ、教育課程特例校について、国で法律を作っているということですがけれども、法律はいつ頃できるのか。この法律ができた場合、支援センターと特例校との関係はどういうことになるのか。共存していくのか、支援センターが特例校的なものの中に組み込まれていくのか。その辺の関係は、法律ができる前に都として頭の中に入っているのかどうかお伺いします。

【指導部長】 支援センター機能は大事だと思いますし、特例校も子供を一人一人見ていくためには大事だと思います。現在都にある公立の特例校は、八王子市の高尾山学園一校なので、区市町村との関係があるのですけれども、更に特例校を設置していれば良いのではないかと考えています。国の動向としても、臨時国会で法案の決

定がされていないので、その辺の動向も踏まえながら、都として進んでいければと思っています。

【教育長】 補足します。法案については、今年の通常国会に付議されて継続審議になっており、引き続き現在開催中の臨時国会に上がっているという状況です。

【不登校施策担当課長】 補足します。中間のまとめの37ページ下段に、現在の状況について触れさせていただいています。

【遠藤委員】 先日、福島にある支援センター的な私立の支援学校を見学に行ったのですが、そこは高校卒業の資格を得るための学校ではないので、NHK学園とタイアップして通信教育で高卒資格を取得する。そして、通常の授業は他の学校と同様に行っていて、この学校だけで十分カリキュラムを消化して、それをクリアできたら高卒資格が取得できるような特例にしてもらえればいいなと感じたものですから、現在審議している特例校の特例というのはそういうことなのかどうか、何が特例なのか教えてください。

【指導部長】 まず、特例校を設置したいと考えているのは小・中学校です。教育課程は弾力的になっていまして、そこを卒業すれば、都立高校で言えばチャレンジスクールなど、不登校対応の学校がありますので、それにつないでいけるということで、現在は原則として小・中学校のことを考えているところです。

【教育長】 現在の教育支援センターは、基本的に一つの部屋、あるいは複数の部屋で、多学年で自習を中心に学習しているという状況であり、そこに長期にいるということが学習の遅れを来すのではないかという懸念があるわけです。都内には八王子市の高尾山学園がありますが、全国で言うと、京都市が中学校で二つ持っています。そのような状況でして、全国的にはいわゆる教育支援センターというところにとどまっているという状況があります。そこから在籍校に戻れる子はいいののですが、なかなか戻れない子供がたくさんいます。その子供たちに、教育支援センターだけでいいのか、あるいは自宅ひきこもりということでもいいのかということでは、学習の面からするとかなり問題があるだろうと。したがって在籍校には戻れないけれども、しっかり学習したいという子供に必要な学校として、現在ある特例校は、いずれも通常のカリキュラムの8割、7割程度のゆったりしたカリキュラムにして、通学についても、

子供の状況に応じて弾力的に対応するという形で特例を設定しているという状況です。

【遠藤委員】 分かりました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

では、他にないようでしたら、本件につきまして、報告として承りました。

(2) 東京都におけるチームとしての学校の在り方検討委員会（中間のまとめ）について

【教育長】 次に、報告事項（2）東京都におけるチームとしての学校の在り方検討委員会（中間のまとめ）について、説明を教育政策担当部長、お願いします。

【教育政策担当部長】 報告資料（2）を御覧ください。

検討委員会の設置目的は、公立学校における教育の質の向上に向けた、校長、副校長を中心とする多様な人材を活用した学校組織の在り方について検討することを目的としています。

委員は、学識経験者3名と学校関係者3名。小・中学校については、区市町村の教育委員会の教育長に入っています。

設置は平成28年6月1日からで、これまで5回開催し、この度、中間のまとめが提出されました。

中間のまとめのポイントですが、まず1点目として、「チームとしての学校」が求められる背景です。これは、多様化する教育課題ということで、国においても、学習指導要領の改訂等が行われていますが、新しい時代に求められる資質・能力を育むための教育の実現が求められています。一方、子供たちをめぐる様々な課題への対応が今、学校に求められています。2点目として、教員の労働実態ということで、OECDの調査によると、他国と比較しても日本の教員は長時間労働であるということ。特に事務打合せや部活動等に時間を取られているという実態が明らかになっています。

国としては、「チームとしての学校」の在り方と今後の改善方策についてということで、昨年提出された中央教育審議会の答申において「チーム学校」という考え方を打ち出しています。そうした中央教育審議会の答申を受けて、文部科学省では、「次

世代の学校・地域」創生プランを作成して、次世代の学校作りに向けて「チーム学校」の体制を整備していく必要があるとしています。

2番目のポイントとして、目指すべき「チーム学校」像ということになりますが、これまでの学校というのは、教員の子供に対する熱意と研修や能力開発によって、それぞれ本来、授業が専門ではありますが、授業以外の知識・技術を研修等々で身に付けてきて、多能化することで子供たちの課題の解決を図ってきています。しかし、子供たちをめぐる課題が非常に複雑化してきていることに伴って、教員のみでの対応では限界に達しており、授業や学習活動に費やす時間が十分に確保しにくい状況になっています。そこで、チームとしての学校を目指していくわけですが、チームとしての学校は、これまでの教員を中心とした学校組織から、教職員が多様な専門家と連携・協働しながら対応していく新しい学校観への転換だということです。そのため、校長・副校長の教育管理職には、多様な人材をマネジメントする力、多様な人材には学校のチームの一員として能動的に活動する意識を備えていくことが期待されるとしています。

2枚目を御覧ください。そういった「チーム学校」像を示した上で、東京都における公立学校の現状と課題を示しています。公立学校教員の働き方として、教員の勤務実態は、先ほどもOECDの調査にありましたように、様々な事務作業や生活指導に追われ、勤務時間内に授業準備の時間を確保するのが難しい状況にあります。また、中学校においては、部活動の顧問に伴う時間的・精神的な負担が大きいという状況を指摘しています。また、教育管理職の勤務実態ということで、特に副校長に業務が集中しており、本来、副校長が行うべき教員の指導・育成、教育内容への指導・助言等に十分な時間が取れていないという現状があります。そういった状況を受けて、教育管理職の確保も難しい状況にあります。

2点目として、専門人材の導入とその活用状況ですが、東京都の公立学校としては、SSW（スクールソーシャルワーカー）とか、SC（スクールカウンセラー）等の導入を図ってきましたが、そうした人材をより一層活用していかなくてはならないということ。それに伴って、専門家と教員との関係性の構築が課題であるということが指摘されています。

3点目として、地域との連携ということで、都内においても、コミュニティ・スクールの導入は一定程度進んではきていますが、一律的な取組では地域特性がありますので、円滑に進まない状況があります。学校と地域との協働・連携については、教員に関心を持たせることが課題であり、また、地域側も、地域の組織を取りまとめるコーディネーター等の確保が課題になってきています。

4点目として、「チーム学校」の実現に向けて速やかに取り組むべき事項として、中間のまとめでは大きく五つ指摘されています。

1点目が、教員の多能化による組織運営から、多様な人材との協働による組織運営へということで、組織運営への転換が不可欠であると指摘をしています。その上で、校長・副校長、主幹教諭等に対して、新たなマネジメント力が求められており、そういった者の育成が必要であるということです。

2点目として、学校マネジメントの強化ということで、特に業務が集中している副校長の校務を支援する人材を新たに設置して、副校長が本来の役割に注力できる環境をまず整備すべきである。副校長の業務の直接的な支援人材と経営支援部の両方でマネジメントを強化していくべきであるとしています。

3点目、学校事務の共同化を推進して、学校事務の専門性を高めていくべきということが打ち出されています。

4点目、教員と専門人材の役割分担と連携の在り方です。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーというのは非常勤の職に置かれておりますが、そういった職について、今、国の方でも検討会で検討している状況にあります。そういう国の動向を踏まえて、今後、「チーム学校」の一員としての位置付けを明確にしていく必要があるとしています。また、中学校の部活動に係る問題としては、外部指導員の活用を進めていくこと。顧問に求められる全国大会への引率や、審判員の要請等についても、中体連、高体連との協議が必要になってきますので、都として働き掛けをして改善を進める必要があるとしています。

5点目として、地域との連携による学校教育の充実ということで、地域社会も「チーム学校」の構成員として位置付けて、より一層連携・協働すること。また、そうするためにも、地域におけるコーディネーターという人材の確保と育成が必要であるこ

と。学校においても、地域の窓口となる人材の育成を行うべきであるということが提言されています。

右下にイメージ図を載せていますが、学校を中心として、その中に専門人材も入れた上で、地域社会、外部機関と連携・協働しながら、一体のチームとなって学校を運営していくということをイメージして書かれたものです。今後、検討委員会は1月を目途に最終提言をまとめていただく予定です。今後は、今回いただいた内容を深めてもらうとともに、今後の学校組織の在り方について更に提言をいただければと考えています。

説明は以上です。

【教育長】 本件につきまして、御意見、御質問はございますでしょうか。

【宮崎委員】 今、大学もCOS（センター・オブ・ソサエティ）が求められているのですが、まちづくりの中心軸として教育機関が位置する。家庭と地域と学校とが三位一体となって子供を育てていくということを考えた場合の在り方が色々な教育機関に求められているのですが、そういう場合には、家庭とか保護者の役割が大きく入ってくると思うのです。もちろん保護者の中には、特殊技能を持っていて、専門的な人材に入る人もいると思うのですが、このチームの中に保護者とか家庭というのほどのような位置付けになるのか教えていただけますか。

【教育政策担当部長】 中間のまとめにおいては、家庭について言及されたところはないのですが、当然、教育は家庭との連携、保護者との連携の中で行われるのですが、保護者をチームの一員として位置付けるかどうかは議論があるところだと思うので、御指摘を踏まえて、検討委員会の委員の方にも投げ掛けてみたいと思います。

【宮崎委員】 分かりました。チームの中に保護者は入れないという可能性もあるわけですね。

【教育政策担当部長】 学校組織の中のチームということなので、連携する対象であることは間違いのないと思いますが、「チーム学校」を構成する要素となるかどうかは検討委員会の検討に委ねる必要があると思います。

【宮崎委員】 分かりました。では、楽しみにしています。

【遠藤委員】 「チーム学校」という考え方はそのとおりだと思いますけれども、

検討の結果、最終の取りまとめが終わって、それから具体的に進もうということではなくて、例えばできることから進めていくということも必要だと思いました。

学校事務の共同実施の推進というのは、既にトライアルとして行っていると思いますが、すけれども、トライアルの後、共同事務センター的なものの実態はその後進んでいるのかどうか。効果が上がっているなら、最終答申を待たずに、やるべきことはどんどん行っていくべきだと思います。これはビジネスの世界では30年前の話で、何を行ってきたかという、そのときは専門のコンサルに事務フローを全部分析してもらって、これはここで統合しよう、これは共同化しよう、これはシステムで行おうという形で、多量になる事務と多様化する事務を限られた人員で行っていくというのを、今、ほとんどの金融機関等は実現しているところです。2年ほど前に共同化という話を本委員会で伺ったときに、遅れてはいるけれども、早急に進めるべきだなと。トライアルの話を伺っていたので、その後どういう状況になっているのか伺いたいと思います。

【教育政策担当部長】 トライアルの状況を踏まえて、鋭意拡大に向けて行っているところです。ただ、区市町村との協議が必要なので、協議が整ったところからという形になっていまして、今、4地区で展開をしております。私どもとしては、今後も推進していきたいということで、お話しできるような状況になった区市町村から話を少しずつ進めているという状況です。

【秋山委員】 「チーム学校」というのは、福祉や医療の分野で言うと多職種連携という言葉で、その中に教育も入ったりします。多職種連携というところで問題点が幾つかあるのですが、役割分担をしたときに、きっちりと役割分担をし過ぎて、皮肉って「役割分断」というように言われたりします。

もう一つは、みんなが関わるので、誰かが見てくれているだろうということで主担当がいなくてというところで、誰もマネジメントをせずに物事が進んでいくところもあります。チームを作るというところでこのような危惧もあるということで、そのようなことがないようにまとめていただければいいかと思います。

【教育政策担当部長】 ありがとうございます。正に役割分担をすると任せっ切りになってしまうところもあるので、それをどうやって関心を持ちながら、お互い連携していくかというところが、実際の学校運営の肝になってくるかなという課題意識

を私どもは持っていますので、そのようなことを検討委員会の中でももう少し検討していただくように計らっていきたいと思っています。

【教育長】 秋山委員の御懸念はもつともだと思えますけれども、この検討会の中では、4の(2)で学校マネジメントの強化ということで、当然、学校のマネジメントというと校長、副校長が担っていくわけですが、実態としては、とりわけ副校長の役割が大きいところです。先ほどの説明にもあったとおり、副校長の業務が過大であるということから、なかなか副校長のなり手が無いという状況がありまして、ここを強化していかなければいけない。現実には人材が払底して、質の低下が危ぶまれているということで、「チーム学校」を進めていく上で、やはり副校長の問題は極めて重要な課題であると思っています。

【秋山委員】 そのとおりだと思います。そこで、学校全体のマネジメント、子供一人一人のマネジメントという二つの視点が必要ではないかと思っています。

【教育政策担当部長】 ありがとうございます。そのような視点も入れて、検討を進めていきたいと思っています。

【大杉委員】 方向性として、「チーム学校」というのはとても重要なことだと思います。今、秋山委員から危惧の念を出されましたけれども、専門人材の導入というときに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのほかにも、多様な専門性を持つ人材をどういう形で活用していくか。東京ということで、一般企業を含めて、様々な専門的な人材を活用することもできる一方で、専門人材をうまく巻き込んでいくというか、それなりのインセンティブも必要になってくると思います。その点は地域との連携も同じだと思いますが、今、地域の方でも高齢化が進むとか、地域との連携が難しくなってくる中で、どういう形で連携を整えていくのかということ自体が大きな課題になってくると思います。この点について、コーディネーターの養成・育成については、具体的にどのような考え方で検討されているのか教えていただければと思います。

【教育政策担当部長】 委員会の中では、地域との連携の在り方というのは、スクールカウンセラーとか、スクールソーシャルワーカーという、非常勤というよりも、雇用関係とは別の関係で、基本的にはボランティアの中で連携・協働していくとい

うことで、モチベーションというか、連携をしていこうという意欲をどのように持ってもらい、学校と一緒にやっていくのかというところが、マネジメントとしては非常に難しいところであろうという意見が出ています。その中で、子供の成長を共有できる、目標を共有できるような関係作りが一番ポイントだろうと思っていますので、地域の中の人材をそういったものとうまく連動させながら、コーディネーターを育成していけるような方向に持っていければいいのではないかというふうな議論が出ています。

【大杉委員】 東京という地域は特に多様な人材がいて、それをうまく活用していけば相当なことができるというのも確かですけれども、それぞれの人の思いも一方にあって、教育に貢献したいという思いと、その人が役割を果たしていきたいという思いが学校側とうまく合致するかというと、なかなか難しいところがあるかと思えます。そういう意味でも、コーディネーター役というのは非常に重要になるし、また、コーディネーター役とつながっていく学校側のマネジメント、先ほど副校長の役割ということが出ましたけれども、非常に難しい点も含めて、ここをきちんと考えていただきたいと思えます。

【教育政策担当部長】 ありがとうございます。

【宮崎委員】 今の点に関連してですが、先週、大塚ろう学校の90周年記念行事に教育委員として参加させていただいたときに、いろいろな意味で非常に感動しました。その中の一つに、近所の和菓子屋さんが90周年を記念して特別なお菓子を作って、包装紙まで「90周年おめでとう！」というような特別なものを自ら作って寄附して配ってくださっているのです。そういう関わり方を見ると、あまり大上段に構えた非常に高度なコーディネートだけではなくて、もっと足元の、地域みんなでチームとして支えていきたいと思いますというような、心の交流とか、緩やかな結び付きなども含めて、できるところから始めていってもいいのではないかと。学校を自分の世界として考えてくれている人をどのぐらい増やすかという意味で、高度なテクニク的なところは必要だと思っておりますが、それだけでなく、受け皿になったりしてくれている人たちがうまく使っていくということも大事ではないかと思えます。

【教育政策担当部長】 検討委員会の中でも、いきなり連携しましょうと言っても

なかなかそうはならないということは出ていまして、どの学校も何かしらの地域とのつながりは持っていると思うのですけれども、チームとしての一員になるまでの熟成とといいますか、地域との関わりを深めていくという過程があって初めてチームとして一緒にやれるようになってくるのではないかという意見が委員の中からも実は出ていまして、そこの熟成をどのように行っていたかというところが、これから求められる学校の正にマネジメント力の一つの要素になってくるのではないかと私どもとしては考えています。

【宮崎委員】 もう一言。まちづくりの理論でいくと、私のまちとか、ふるさとか意識できる人間の心理の範囲は、小学校の校区だというのが定番の理論になっているので、そのようなアプローチも必要かなと思います。

【教育政策担当部長】 ありがとうございます。

【山口委員】 今、部活動についても非常に議論になっていて、ブラックのように言われていて辛いところがあるのですけれども、両面ありまして、部活動を指導されている先生は、労働時間は長いけれども、やりがいを持って、それが励みになっているという先生もおられる一方で、それが非常に負担に感じていらっしゃる先生もいて、なかなか難しいところだと思います。

トップスポーツも、近年、分業制になってきて、専門性の高い人材に入っていて、指導者や選手をサポートしていくという体制がようやく出来上がって、成果も出てきています。しかし、「チーム学校」と同様に、最初は非常にハードルが高くて、指導者が、そんな机の上のことを言われてもみたいなところも実際あったのです。そこを超えると、融合して選手たちにもいい関係が出ているので、外部指導者が1校に張り付くよりは、できることから言うと、例えばトレーナーなどが地域の中で月曜日はここの学校へ行きますとか、外部指導者も、べったりだと、学校も最初は取られるというところもあるので、お互いの負担が少しずつ軽減されるような形も必要かなという感じがします。しかし、これが進んでいくと、一般から見ると学校というのは閉鎖的だと見られているのですが、それを崩す「チーム学校」という取組は非常に重要で、学校が地域の核になってコミュニティを作っていくという意味では、これは非常にいい取組で、成功するように、特に東京都はできることが多いと思いますので、少

しずつ取組を進めていただければと思います。

【教育政策担当部長】 ありがとうございます。

【教育長】 よろしいでしょうか。

では、本件について、報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

11月10日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 教育政策課長、今後の日程についてお願いします。

【教育政策課長】 次回の教育委員会定例会は、11月10日木曜日、午前10時から、教育委員会室にて開催を予定しております。

以上です。

【教育長】 日程その他につきまして、何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、次に非公開事項の審議に入ります。

(午前11時07分)